



JASDAQ

2019年9月26日

各 位

会社名 マジェスティゴルフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在昱
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員CFO 鈴木 正道
(TEL：03-6275-6300)

**MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd. (マジェスティゴルフコリア カンパニーリミテッド) による
当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd. (以下「公開買付者」といいます。)が2019年8月13日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2019年9月25日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について報告を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2019年9月30日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社の親会社及びその他の関係会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「マジェスティゴルフ株式会社株券(証券コード：7834)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

II. 親会社及びその他の関係会社の異動について

(1) 異動予定日

2019年9月30日(本公開買付けの決済の開始日)

(2) 異動に至った経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けにおいて公開買付者が取得する当社株式は8,256,400株であるとの報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2019年9月30日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の議決権所有割合が85.61%となるため、公開買付者は当社の親会社に該当する見込みです。

なお、公開買付者は、当社の親会社であるMozart Advisors Korea Limited(以下「MAK」といいます。)の子会社であることから、MAK及びその親会社であるOrchestra Private Equity第1号私募投資合資会社(以下「OPE1」といいます。)が当社の親会社であることに変更はございません。

(3) 異動する株主の概要

① その他の関係会社から新たに親会社になる株主の概要

(1) 名 称	MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.
(2) 所 在 地	大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511 トレードタワー34階 (三成洞)
(3) 代表者の役職・氏名	代表理事 金 錫根 代表理事 金 在昱
(4) 事 業 内 容	ゴルフ関連用品、衣類、健康補助食品及び雑貨の卸・小売他
(5) 資 本 金	3,065 百万ウォン
(6) 設 立 年 月 日	平成 15 年 4 月 9 日
(7) 純 資 産	5,832 百万ウォン (平成 29 年 9 月 30 日現在)
(8) 総 資 産	24,382 百万ウォン (平成 29 年 9 月 30 日現在)
(9) 大株主及び持株比率	Mozart Advisors Korea Limited 100%
(10) 当社と当該会社の関係	
資 本 関 係	当社株式 6,492,200 株を保有しております。
人 的 関 係	当社の代表取締役である金在昱氏及び取締役である金錫根氏は、ともに当該会社の代表理事であります。
取 引 関 係	当該会社は、当社から製品を仕入れ、大韓民国において販売しております。 また、当社と商標使用契約を締結し、当社の保有する商標を使用した製品の製造販売を行っております。

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合

① MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.

	属性	議決権の数 所有株式数 (議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主及びそ の他の関係会社	64,922個 (37.69%)	—	64,922個 (37.69%)	第 1 位
異動後	親会社及び主要 株主である筆頭 株主	147,486個 (85.61%)	—	147,486個 (85.61%)	第 1 位

(注 1) 議決権所有割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

(注 2) 議決権所有割合は、2019 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (17,228,201 株) から、自己株式数 (425 株) を控除した株式数 (17,227,776 株) に係る議決権の数である 172,277 個を分母として計算しております。

(注 3) 異動前後の大株主順位は、2018 年 9 月 30 日現在の株主名簿に、上記の異動を考慮して想定したものです。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、MAK及びOPE1に加えて、公開買付者が当社の非上場の親会社等となりますが、その内、当社の株式を直接保有し当社に与える影響のより大きい公開買付者が当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2019年8月13日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、当社株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付け後における公開買付者の所有株券等の総数(14,748,600株)に係る議決権の数(147,486個)が、当社四半期報告書に記載された2019年6月30日現在の発行済株式総数(17,228,201株)から当社四半期決算短信に記載された2019年6月30日現在の当社が所有する自己株式(425株)を控除した株式数(17,227,776株)に係る議決権数(172,277個)に3分の2を乗じた数(小数点以下を切上げ、114,852個)以上、かつ、10分の9を乗じた数(小数点以下を切上げ、155,050個)未満となりましたので、公開買付者は、2019年12月開催予定の当社の定時株主総会において、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めるよう、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請することを予定しているとのことです。かかる手続が実行された場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。その結果、当社株式の上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに開示致します。

以上

(添付資料)

2019年9月26日付「マジェスティゴルフ株式会社株券(証券コード:7834)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2019年9月26日

各 位

大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511
トレードタワー34階（三成洞）
マジェスティ ゴルフ コリア
代表理事 金 錫根

マジェスティ ゴルフ株式会社株券（証券コード：7834）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

マジェスティ ゴルフ コリア（MAJESTY GOLF KOREA Co., Ltd.、以下「公開買付者」といいます。）は、2019年8月9日に、マジェスティ ゴルフ株式会社（証券コード：7834、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2019年8月13日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが2019年9月25日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

マジェスティ ゴルフ コリア
(MAJESTY GOLF KOREA Co., Ltd.)
大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511 トレードタワー34階（三成洞）
(Trade Tower #3404, 511, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul 06164, Korea)

(2) 対象者の名称

マジェスティ ゴルフ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,735,576株	4,993,000株	一株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が

買付予定数の下限（4,993,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,993,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、公開買付者の発行済株式の全てを所有する韓国の「資本市場と金融投資業に関する法律（資本市場法）」に基づき設立された投資目的会社であるモーツァルトアドバイザーズ コリア リミテッド（Mozart Advisors Korea Limited）が所有する対象者株式（2,294,200株）も本公開買付けの対象としております。

（注2） 買付予定数（10,735,576株）は、対象者が2019年8月9日に提出した第20期第3四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2019年6月30日現在の発行済株式総数（17,228,201株）から、公開買付者が本書提出日現在所有する対象者株式の数（6,492,200株）及び対象者が2019年8月9日に公表した令和元年9月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者四半期決算短信」といいます。）に記載された2019年6月30日現在の対象者が所有する自己株式（425株）を控除した株式数を記載しております。

（注3） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2019年8月13日（火曜日）から2019年9月25日（水曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき、金195円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,993,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（8,256,400株）が買付予定数の下限（4,993,000株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2019年9月26日に、本公

開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	8,256,400 株	8,256,400 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ()	—株	—株
合 計	8,256,400 株	8,256,400 株
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	64,922 個	(買付け等前における株券等所有割合 37.68%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	22,942 個	(買付け等前における株券等所有割合 13.32%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	147,486 個	(買付け等後における株券等所有割合 85.61%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	172,267 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された2019年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された2019年6月30日現在の発行済株式総数(17,228,201株)から、対象者四半期決算短信に記載された2019年6月30日現在の対象者が所有する自己株式(425株)を控除した株式数(17,227,776株)に係る議決権の数(172,277個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

- ② 決済の開始日

2019年9月30日(月曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募の受けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

- ④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2019年8月13日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付け後における公開買付者の所有株券等の総数(14,748,600株)に係る議決権の数(147,486個)が、対象者四半期報告書に記載された2019年6月30日現在の発行済株式総数(17,228,201株)から対象者四半期決算短信に記載された2019年6月30日現在の対象者が所有する自己株式(425株)を控除した株式数(17,227,776株)に係る議決権数(172,277個)に3分の2を乗じた数(小数点以下を切上げ。114,852個)以上、かつ、10分の9を乗じた数(小数点以下を切上げ。155,050個)未満となりましたので、公開買付者は、2019年12月開催予定の対象者の定時株主総会において、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めるよう、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。その結果、対象者株式の上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上